

■ 森林境界明確化について

No	質問	回答
1	市から送付された地番リストに記載されている地番は、福知山市の固定資産税情報を参照しているのか。	地番リストは、法務局に備え付けられている登記情報をもとに、森林境界明確化事業の対象となる、畑地区内の森林に関係する可能性のある地番を掲載しています。なお、墓地や保安林など固定資産税が非課税となる地番も含まれているため、固定資産税の納税通知書に記載のない地番が含まれる場合があります。
2	共有地の管理や手続きはどうなるのか。	共有地の性質（個人同士の通常の共有地、集落・自治会等が共同利用している土地等）によって対応は異なりますが、基本的には共有者の皆様において、意思決定ができるよう連絡体制を整えていただくことが重要です。 なお、自治会等が共同利用している土地等については、総会等で意思決定いただき、森林整備を行っている事例があります。
3	隣接地との境界が分かるよう、植樹の際に約1間半の間隔を空けたと聞いているが、その状況をレーザ林相図で確認することは可能か。	植栽から長期間が経過している場合は、樹木の生長に伴い隣接地との間隔が詰まってくるため、レーザ林相図上では、境界に沿った間隔を明確に確認できない可能性があります。 一方で、境界を意識して植栽されている場合は、境界に沿って樹木が列状に並ぶことがしばしばあるため、このような列状木を境界の位置を推定する手掛かりとしてレーザ林相図で確認できる場合があります。
4	レーザ林相図で樹齢はわからないか。	土地によって樹木の生育状況が異なるため、レーザ林相図のみで樹齢を判断することは困難です。 しかし、航空レーザ測量成果より樹高や樹冠の大きさ（枝葉の広がり）、密度などを比較することは可能であるため、過去の森林施業に関する情報を御提供いただければ、周辺の人工林の樹高や生育状況を比較し、境界の位置を推定できる場合があります。
5	次回の個別境界確認会の案内はもらえるのか。	個別境界確認会の開催予定日の約1か月前をめどに、案内資料を郵送いたします。
6	次回以降の個別境界案確認会に参加できない場合はどうなるのか。	対象者数が多いことから、原則として別の日程による個別対応は予定しておりません。 ただし、境界に関する情報や資料等をお持ちの場合は、個別にお話を伺うことも検討いたしますので、御連絡ください。
7	委任状を提出した場合は、次回以降の個別境界案確認会への参加は不要か。	市に境界確認を委任された場合は、確認会への参加は必要ございません。なお、委任状を提出された場合であっても、個別境界案確認会へ参加いただくことは可能です。また、個別境界案確認会の開催案内は、委任状を出された場合でも発送させていただきます。

■ その他の質問について

No	質問	回答
8	山を手放したく、福知山市に所有林を寄付することはできるのか。	現状、市は寄付の受付をしておりません。このほか、相続土地国庫帰属制度もありますが、山林について、制度の要件を満たすことが難しい状況と聞いています。（詳細は所管している法務局に御相談ください。） なお、本事業の完了時に所有者の皆さまにお渡しする森林境界カルテを使って、市内の林業事業者と所有者が直接協議し、売買等に進んだ事例があります。
9	意向調査に同意した場合、個人の土地利用や売買に制約が生じるのか。	意向調査の段階では、土地利用や土地の売買に制約が生じることはありません。 また、意向調査の結果や所有森林の状況を踏まえて、事業者と契約を締結した場合であっても、土地の売買は可能です。ただし、森林施業に関する契約が付随していることについて、買主の了解を得たうえで売買していただく必要があります。 なお、契約締結後に土地利用の変更や土地の売買を行う場合は、契約先の事業者へ御連絡ください。
10	相続登記の義務を怠った場合はどのような罰則があるのか。	詳細は個別の事情によって異なりますが、正当な理由なく登記変更手続を行わなかった場合、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。詳しくは、法務局に御相談ください。